平成２３年（フ）第６１４０号
大阪市淀川区宮原５丁目８番７―508号
債務者　山城　康司
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６１４１号
大阪市淀川区宮原５丁目８番７―508号
債務者　山城　尚美
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２３０号
大阪府枚方市長尾元町１丁目28番５―315号
債務者　澤田　光治
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２３１号
大阪市東淀川区下新庄４丁目26番４―304号
債務者　藤川ミドリ
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２４１号
大阪府大東市野崎４丁目９番21号
債務者　花井　　太
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２５８号
大阪府高槻市上土室２丁目８番１―605号
債務者　藤田　真実
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２６２号
大阪府八尾市老原５丁目229番地の３
債務者　宮本大吉こと　姜　　大吉
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２６３号
大阪府茨木市舟木町10番21号
債務者　山根　良則
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２７０号
大阪市淀川区西宮原３丁目３番１号ファミールハイツ北大阪１号棟14階1420号室、住民票上の住所宮城県柴田郡柴田町大字下名生字大畑150番地３
債務者　水戸　知み
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２８３号
大阪市西成区萩之茶屋１丁目13番４号　マンションエスカルゴ406号
債務者　大矢　明宏
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２９９号
大阪府東大阪市若江西新町２丁目６番25号　セントラルハイツ石田501号
債務者　村上　　**茂**
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３０９号
大阪府八尾市恩智北町２丁目38番地
債務者　山本　　眞
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３１３号
大阪府吹田市藤白台３丁目１番Ｂ７―109号
債務者　多々納良子
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３２５号
大阪府東大阪市稲田上町１丁目11番３号　城東文化１階西より２軒目
債務者　羽形　和雄
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３３４号
大阪府守口市佐太中町４丁目19番13―316号
債務者　佐藤　裕文
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３３８号
大阪府豊中市服部豊町２丁目23番５―703号
債務者　木曽サチエ
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３４４号
大阪府東大阪市俊徳町２丁目９番12号
債務者　中尾　親治
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３４６号
大阪府門真市大字三ツ島1060番地　８棟103号
債務者　西元みち子
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部